

炭鉱「合理化」反対闘争を通しての

今日の労働運動の視角

労働・農民運動論学科 中原 優

はじめに

今日の労働運動は、高度成長による好景気にの
かった賃上げがスムーズに行われたよき時代は
すぎ、構造的不況のもとでその方向を問われてい
る。国民春闘を打ち出しながら、構造的不況の嵐
は、倒産や雇用不安の中で労働者を企業内にしば
りつけ、容易に雇用保障闘争は前進しない。

そのような中で「国民と共に歩む国鉄」の方針
や、紙パラ連の「産業政策」運輸一般の協同化、
など首切り「合理化」の闘いを国民や中小経営者
の要求をくみあげながら統一して国家や自治体へ
の政策として解決していくとする闘いがあらわ
れてきている。それら新しい方向を模索するにあ
たっても、日本の労働運動史上、産業・経営構造
の転換を背景にして、最大の規模をもって首切り
「合理化」反対闘争が展開された炭労の闘いをふ
り返ることは有益であると出う。そこに現在の運
動の流れを規定する社会党向坂派+宇野派、統一
戦線派、同盟の構造改革という三つの潮流の源泉
もある。

運動は、しかし、とどまるものではなく、現状
を分析する哲学や経済学や政治学の発達と共に發
展するわけであるから、それらの潮流を単に評価
することでなく、今日の運動へ流れ来るものをく
みとり、これから運動を考える視角をさぐりた
い。

I 炭鉱「合理化」の本質

戦後日本の工業復興は傾斜生産方式によって石

炭の生産量をあげ、それによって鉄鋼業をおこす
ことに重点がおかれて、エネルギーは石炭中心で電
力も水主火従とし、合成繊維も国内に豊富に存在
する石炭や石灰石や、石炭タールを原料として製
造することをめざした。国内資源の活用である。

それが石油一辺倒にエネルギー転換が行われ、
ナフサを原料とする石油化学産業が横行するよう
なったのは、ドッヂ・ラインがしかけてからであ
る。

国際石油独占による日本の市場支配はアメリカ
の占領支配とともにはじまり、重油使用を前提と
した鉄鋼技術導入、電力の重油専焼型発電機の資
金つき売り込みなどによって、需要を決定づけ
た。日本政府は、占領軍の指導のもとに、価格補
給金の撤廃や外資法、360円レート設定によ
て石油資本にレールをしき、石炭と石油を価格競
争のおもむくままに放置したわけであるから、安
価な石油ということで、石油エネルギーは、また
たくまに導入されていった。¹⁾

一方、石炭独占は、技術革新による生産力の増
大は徹底してさばり、もっぱら差額地代を追求す
る利潤獲得方法をとっていたので、この価格競争
は、もっぱら大量の人海戦術によって生産が行わ
れていたその労働者の首切りと、中小炭鉱をスク
ラップすることによって切り抜けようとした。こ
こに炭鉱「合理化」が発生する。

この事実を政府・独占は、エネルギー革命論、
石炭斜陽化をもって粉飾した。1959年、有沢
広己を中心とする『石炭合理化審議会答申』は、
次のようにいう。「最近のエネルギー事情を貫い

炭鉱「合理化」反対闘争を通しての今日の労働運動の視角

ている太い線は、流体エネルギーの固体エネルギーに対する優位と経済的合理性の支配という明らかな傾向である。この線にそって需要家の選択が行われつつあるということ、これが技術革新下の世界的潮流である。」

このことを日本の経済構造全体でみてみると、石油エネルギーによる鉄鋼業、電力を中心として、自動車、家電、石油化学、造船等が、加工貿易方式をめざして急速に伸展し、そのそ野に、下請、中小零細加工製造業がしかれ、たえずスクラップされビルトされながらすんでいくという、60年代高度成長への構造転換をとげる時期でもあった。この加工貿易を中心にして、基幹産業と国家資金と公共投資という名のもとに投入して育て、かつ低賃金労働者をつくりだすというのが、国家政策であったといってよい。雇用論議がはなばなしく行われた第26国会で、時の国務大臣松浦周太郎は、雇用機会を確保する方向をより明確に述べている。すなわち、『第2次産業、および原始産業その他どこに一体日本の人口を吸収していくのかのお問い合わせございますが……私はやっぱり日本のいき方は、加工貿易の線と、国土総合開発計画の線と²⁾、二本の柱の上に依存していかなければならない』と。加工貿易による産業構造とそれに従属した低賃金が、地域的な産業、社会構造をゆるぎながら、農村から都市への低賃金労働者の流入、しかも臨時、パート、季節工という不安定雇用者として流入させられることによって定着したといえる。

低賃金加工貿易構造が、失業保障も充分にせず、最低賃金制も確立せず、国家財政の産業基盤への投資により福祉財政が切り捨てられていくなかで、すなわち底なし福祉の中でくみたてられ、従属的低賃金加工貿易構造と低福祉は表裏一体をなして形成されたといってよい。

一方、労働運動は、レットページ、公務員のスト権剥奪ではまだ足りず、1955年日本生産性

本部設立に伴い、生産性向上運動とともに、加工貿易の中心をなす産業への労働組合右傾化がもたらされ、アメリカ的労務管理導入による「合理化」がくりかえされていった。しかも、この労働組合御用化による「合理化」路線は、これら大企業の関連下請への強制的なしほつけによって、それら企業への拡大の方向をとっていたのである。

以上のような情勢のもとでの炭鉱「合理化」であるから、それに対置する労働運動は、雇用保障や最賃制等社会保障の拡充と対米従属的方向によるエネルギー転換に対して、エネルギー自立、産業構造の自立的発展をかけて闘わなければならず、そのためには、石油エネルギー導入の手先となり、後日、通産官僚の天下りとして民間石油企業に大量に再就職して、甘い汁をすった官僚を中心とする日本の行政機構を民主化する「官民一体」の闘いが必要であった。そして、これらの闘いが当時、三池と同時に闘われた日米安保闘争の経済的側面として位置づけられなければならなかった。

注

- 1) 以上の経済情勢分析は、中村静治著『現代の技術と技術論』青木書店、1975年による、特に第一編第4章戦後日本のエネルギー政策。
- 2) 湯浅良雄「労働権の確立と労働力流動化政策」『現代福祉経済論』、52ページ。
- 3) 中村静治前掲書、135ページ～137ページによる。

Ⅱ 炭労の闘いと問題点

I でのべたような本質をもった「合理化」を政府（官僚）や、炭鉱資本は、どのような出方をして労働者の闘いをおさえこんだかが次に問題である。

第一に、石炭斜陽論・エネルギー革命論という政府・独占からのイデオロギーである。先に引用した有沢答申によれば、流体エネルギーは世界的

潮流であり、石油に基く技術革新こそが、産業を復興させ、加工貿易を有利にもたらす前提であるとしたわけであり、世論的ムードをつくり、そのエネルギー転換のもとでの石炭をどうスムーズにすなわち独占が損失しないようにとりつぶし優良炭鉱のみをのこして合理化していくかがもっぱらの政策論議であった。すなわちそれが「総合エネルギー政策」という名のもとに行われた本質である。そしておいて第二にスクラップ炭鉱の基準として一人当たりの出炭量を定めたわけであるから、労使アベックでその水準を上まわるべく、「合理化」をおしそうめざるをえなくさせ、結局のところ、中小炭鉱（非能率炭鉱）のスクラップ化と労働者の首切りを結びつけて、いわば、労働者もろとも、他炭鉱と競争させるという方策をとったことである。

このようなやり方をしてきた場合、労働者の闘いは、優良炭鉱（三池炭鉱などはそうである）の労働者もスクラップのうめきにあう中山炭鉱の労働者も、すでに首切られた失業者も統一して、失業保障、雇用保障、最賃制等の社会保障の確立にむけて闘いを組織すると同時に、国のエネルギー政策転換をスムーズに行わせた「石炭産業合理化臨時措置法」や補助財政に対してその撤廃に向けて、いわば、福祉行財政か、独占本位の行財政かが争点となって闘わなければならない。そしてそのような経済的な闘争が、日米安保条約破棄にむけての闘争の中に位置づけられ、相互作用しながらすすめられるならば、統一戦線は、労働者の労働と生活の要求を基礎とした民主的な権利獲得へとつながっていったはずである。

しかしながら、首切り反対を中心として三池で終結した闘いは、職員の組織である「三社連」をおとし、「三鉱連」を脱落させ、残った三池労組内に第二組合がつくられるという孤立化を深めた闘いに終った。一時期安保闘争が最大の山場を迎えると同時に中労委あっせん案を拒否して闘いは

盛り上ったが、すでに政府の合理化計画は完成に近づいており、三池の英雄的な企業内闘争の限界はおおうべくもなく、闘いは終らざるをえなかつた。¹⁾

一応首切り反対を中心として三池で終結した闘いと、政転闘争を中心とした闘いと二つに区切つてみると、前者の段階で闘いが成功しなかった問題点は運動論としてみるならば次の三点にある。

(1) 石炭斜陽論、エネルギー革命論に対して、自立的エネルギー政策を対置できなかったこと。日米安保闘争の経済的側面として炭鉱合理化を位置づけられなかった。あるいは不充分であったこと。ただ不充分とは言え、日炭高松、古河目尾の政暴法闘争と結合し、地域の反失業闘争と統一して、地域統一戦線を形成し、政治的包囲をして闘いを発展させたことはあった。

(2) 政府に対する社会保障制度を確立させることによって労働者間の生存競争をストップさせ、企業主義を点服させるという闘いにならなかったこと。

企業主義は産別統一闘争を闘わないから陥るという闘いの組織形態の問題にあるのではなく、ましてや、労働者の根性にあるわけではなく、労働者の生活不安の問題、すなわち²⁾「メシの問題」であるから、それを克服するには、社会保障制度の確立によるより他ないはずであった。それが意志統一できなかったこと。

(3) (1)、(2)を不充分にさせた要因として、職場闘争至上主義がある。

三池闘争を前にした第23回炭労定期大会では、対米従属エネルギー転換を本質とし、企業主義を克服すべく、中小炭鉱労働者との共闘、失業者との共闘、社会保障の拡充を方針としたわけであるが、職場闘争をつみあげることが、産別統一闘争を形成し、全国的統一闘争へと発展するとい

う段階論を出す、それが労働者を逆に企業や職場にしばりつけた。安保を語ることが職場闘争放棄とみなされたり、三池を闘うことが同時に安保を闘うことだといった平板な形式論理がそこから発生した。それが今まで尾を引く向坂派の長期抵抗路線である。

次に政策転換闘争を中心とした闘いである。

この闘いは、職場闘争を中心とした企業主義を脱却しえないまま闘われた三池闘争が藤林中山あっせん案によって、後退的に終結した上でしか日程にのぼらず、そうすると企業主義的闘争の尻ぬぐいを政府にさせるという面が前面に出され、加えて、議会中心に行われ、それにひきずられて有沢答申にのせられた形で、全く不充分に終らざるをえないという経過をたどった。³⁾

しかしながら政策転換闘争を通じての構造改革論との論争は、今後の労働運動の方向とも関連して、何を提起したかを考えると、参考になる所が多い。

構造改革論の国家独占資本主義論の特徴は、資本主義から社会主義への移行の際の矛盾に対し、金融資本の利潤を保障し、資本主義体制を延命させるために、国家権力をどう対応させるかというところから考えずにただ一つの「生産力の発展が生産関係に照應する」という歴史的唯物論の命題のみから出発し、生産の社会化に国家を国家の「公的機能」に依拠しながら、直接介入されることによって、生産関係を変化させようとしたことにある。そのために国家を下部構造でもあるとか、「政治的国家」と「経済的国家」をわけるとかいう具合に、国家いじりが展開された。

直接に問題となるのは、国家を生産関係とみなすことと、国家の公的機能と階級性をめぐる問題であるが、それはすぐれて国家論として、国家の経済的機能を明らかにし、国家を変革するためには、どういう道すじでいくべきかが問われたわけである。

構造改革派は、まず生産力の発展が、生産構造の組織化（まとまり）をもつことを言い、それに従って、階級関係もひとつのまとまった存在で与えられているという。そして「この生産力の社会的性格のいっそう高度な発展とともに、この社会的生産がその運動のあらゆる場面において……所有形態や、あるいは生産や価格の調節、金融、信用の運営などにいたる……社会的生産を総括する国家的形態を要求するにいたり、それによって國家の下部構造的要因が増大している。」⁴⁾とする。そうすると、労働者も資本家も一致して生産力を、国家の公的機能を利用して、拡大することが、生産関係変革への道であることになる。独占は、この機能を支配して蓄積を行っているのだから、労働者は、この機能の主導権をとりさえすれば変革できる。政策決定への参加の理論に連っていく。従って、具体的には、国有化をすすめることが、生産関係を変革することになるという具合に展開してゆくわけである。

しかしながら、資本主義とは、生産手段の私的所有に基く生産の無政府性が、貨幣を媒介とする商品交換を通じて社会内分業を形成させる社会であるから、生産の増大、生産の社会性の発展は、一方では、貨幣の権威を高め、金融資本の支配力を強化させ、貨幣所有関係による社会、家族の解体と再編をはやめ、他方では、工場内での資本の専制的支配を高め、精神労働を分離させる形で分業をつくりだしながら「合理化」を貫く、という具合に展開される。そして、社会の共同業務を解体し、金融資本の利潤獲得の対象とする形でひきさき、社会の共同利益が、もはや共同員の利益の反映ではなくさせてしまう。その際、重要なことは、金融資本の地域支配は、国家の官僚機構を媒介とするということである。

とすれば、国家の「公的機能」は、資本主義においては、官僚機構を媒介にして、金融資本の蓄積材料に地域・家族が供する形で貫徹され、社会

の共同業務による共同利益は貨幣関係によって引きさかれるということになり、社会のまとまりは返って分裂の方向にすすむのであるから、公的機能をめぐる労資のヘゲモニー争いにはとうていなりえず、むしろ公務労働を官僚機構の手先とするのか、共同体の再建にむけて、住民の権利と発達を保障するのかという争いがうかびあがってくることになるはずである。⁵⁾

政策転換をめぐる論争は、構造改革派は、社会の共同的利益を担う方向での政策は、国有化であるとし、統一戦線派は、政策転換それ自体については異論はないが、運動の主体形成にとっては、企業主義を克服することが最大の課題であり、そのためには、最賃制や社会保障を打ちたてることが先決であるとし、その制度、保障要求に基く政治的結集が必要であるとした。

この論争は、一方は、国家の政策転換を主張し、他方は主体形成を主張したわけであるが、国家の経済的改造は、企業主義を克服しつつ政策転換をしなければならないから、運動論と政策論とは、結びあわされて提起される必要があることを示している。その接点は、権利保障労働としての公務労働である。主体形成における、民主的な一般的法律を労働者の発達のために貫徹させようとするならば、それを行政に生かす公務労働が必要とされ、（マルクスの資本論における工場法を守る工場監督官を想起されたい。）公務労働を官僚機構の手先にさせないことが必要であるし、金融資本と癒着して住民・労働者を利潤の餌食にする官僚機構を解体させる方向での政策が伴わなければ、せっかくの経済政策も水の泡となる。民主的な制度、法律が、その運用において通達、実施要領において骨なしになったり、ロッキード・グラマン汚職にみられるように、営業の秘密をカサにきた官財癒着、天下りが、事実上、経済政策を握ることは誰もが、わかっていることである。

注 1) 三池闘争の経過については、主として戸木

田嘉久『労働組合はどう変わるか』三一書房
1961年による。

2) 戸木田嘉久は、「『構造改革』論と労働組合運動」、『経済評論』1961年4月号、103ページ。

ここで「企業意識という問題を考えてみよう。つきつめていくと、これは失業したら今日の日本では飯が食えぬという労働者の判断に根をおいている。この根をたちきる基礎は、最賃・失業保障の提起しかないであろう。」と述べられている。労働組合が会社によって分裂させられ、第一組合員が第2組合に移る信条としてくり返し出てくる一般的な事実であるが、日本の労働運動論においていまだちっと定式化できず、企業別組合論として歪曲されてしまうことを考えると、忘れてはならないことであろう。

3) 堀江正規氏は、政転闘争に流れこむ二つの傾向として次のように分析されている。

「対政府要求で圧力をかけ、何とか有利な条件を、力の限界を見きわめながらとるという企業主義的なゆきすまりを議会主義的な政策要求闘争に解消しようとする傾向と闘争を大きく政治的に発展させるという観点から全労働者の要求をかかげて統一戦線の方向で闘うべきだという傾向の二つがあった。」（「構造的改良と労働組合」『月刊労働組合』1960.12）が、社会党の議会の操作にのせられた形で、とどのつまり要求項目は、有沢答申の枠内にとどめられ、前者のペースとなった。

4) 井汲卓一「国家・独占・国家独占資本主義」『思想』1960年2月号、222ページ。

5) 構造改革論の批判的検討は、池上 憲『国家独占資本主義論』有斐閣1965年と『国家独占資本主義論争』青木書店1977年に負っている。

Ⅲ、炭鉱合理化反対闘争を通じての 今日の労働運動への視角

それは大きく二つある。

一番目は、三池闘争が孤立化していく過程で問題となった職場闘争を通じた二つの問題である。職場闘争は、もともと大衆的に、いかに闘争を浸透させ、盛り上げるかという方法として職場に依頼して闘うことが言われたわけであり、その点でも今でも変わりなく必要である。しかしながら問題は、企業主義を克服して産別統一闘争を闘うという段になって、その基礎が職場闘争であるとされ、そこで闘うことが、同時に産別を強化することになると、図式的な段階論になり、共同的な闘いが発展しない。戸木田嘉久氏は、この点に関して「最後の企業別組合である三池労組の後退こそ、企業主義的、経験主義的指導の限界を露呈したものといわねばならぬ。企業意識を克服し階級意識を高めるとして提起された職場闘争至上主義（総評の組織綱領草案）と統一視点をもたぬ學習活動、これらは一面では企業主義を助長させ¹⁾した。」とのべられており、また正田誠一氏も「職場闘争が統一闘争の起動力になることを期待しながら、多くの支部で職場闘争が組合活動を企業内にしばりつける役割を演じ、これが、闘争の発展とともに一層ひどくなるという自己矛盾²⁾をもったとされている。

職場闘争に関するふたつめの問題は、搾取論と結びついた職場闘争論である。

労働組合、あるいは、労働学校で、一度は入門としてきかされるものに剩余価値論があるが、単純にそれに基いて賃金や労働時間を資本家と、とりあいし、そのとれ具合で、すなわち労資の力関係で、賃金や労働条件を決定することを目的のあたりにみて、その点に目は集中されてしまうし、職制や職員を資本の手先として敵にまわすことになりかねない。現に三池闘争では、そう教え込まれ、

そのように走った職場も多かった。（三鉱連の中では、三池はよく統制のとれた組合であったから、実力行使は、他より少なかったようだが）。

マルクスの『資本論』の剩余価値論は確かに、剩余価値について詳しい記述があるが、彼は、単に労働者と資本家の関係にだけ、資本主義をみていたのではなくて、資本制的生産が支配的に行われる社会の全体との関連の中で、労働者階級がその生産を通じてどのような状態におかれ、逆に、資本主義的生産に反作用をさせ、自らの社会を獲得するかをみていたわけである。つまり私的所有に基く生産の無政府性が、作業場内における資本の専制的支配となって表れ、肉体的労働と精神的労働を分離させて分業を行なうに至る。しかし大工業の発展は、機械を中心として、協業性をよびおこさせ、労働者に潜在的な統治能力をもたらせる。一方無政府性による労働者の流動化によって、その統治能力は一般化させられるわけであるから、全国的な労働運動が起こるや否や、その能力は發揮させられて、労働時間の短縮や、工場内の安全衛生や教育制度の確立を含む工場立法をつくらせ、労働者の統治能力と権力獲得のための制度的な手段を獲得することになる。こういうふうにマルクスは、資本家が、機械を導入して、労働者の家族、地域を破壊しながら搾取、収奪することが、逆に労働者の発達を、家族、地域、労働の再建をも含めて、工場法を手がかりにうながすことをかいていくわけである。

このように、剩余価値論を発達論として論理づけることが必要であり、その意味では、『資本論』の読み直しが提起されたといえるのではないだろ⁴⁾うか。

二番目の問題は、政策転換闘争をめぐって行われた構造改革論争の提起した問題についてである。

国家の経済政策に対置させる、あるいは介入することによって、労働者の労働と生活を守るということは、国家独占資本主義の時代には必然的な

ことであるが、その場合には、先ず、労働運動が、総労働対総資本という形によって争われるのではなく、国家の政策をどちらに向けるかを争点として階級闘争が展開するという具合に転化していることを確認しなければならないことを意味している。

従来、階級闘争は、生産手段を私的に所有する資本主義の持つ必然的な矛盾である労働者階級と資本階級の分離に基き、総労働対総資本の対決という形でとらえていた。統一戦線といっても、労働者を中心に形づくられるわけであるから、とどのつまり、労働者の労働組合運動の高まり、労資対決の具合にはかられるというふうになる。しかしながら、国家独占資本主義とは、資本主義が、国家の権力や財政に依存しなければ支えられなくなった資本主義であり、しかも国家による独占資本への利潤獲得材料は、労働者のみではなく、地域、家庭に及ぶ。それが「列島改造」はじめ、「全国総合開発計画」なり、経済計画として国家の経済政策として、権力をもって推進させられるという具合になっているから、階級闘争は、国家の政策をめぐって、産業・労働分野・地域分野・住民生活分野等にわたって湧き起こる。現に、労働運動が、企業主義を払拭しきれず企業内での賃上げ闘争に終始させられている間に、住民運動、消費者運動、商工業者の運動がはげしく政府、自治体の政策をめぐっておこり、それらと自治体労働者とのめざましい革新的エネルギーによって、70年代前半には、続々と革新自治体がつくられたわけである。

そのように確認した上で、構造改革論争が提起した問題は、国家の位置づけである。

国家の政策を変革させて労働者の労働生活を守り、変革の足がかりとすることは、国家と独占とのつながりを断ち切る方向に向かわなければミイラとりがミイラになるごとく、政府・独占の手足となって自らの首をしめることになりかねない。

その国家と独占とのつながりを形成するのが、官僚機構であって、資本蓄積が官僚機構を媒介として進むことが国家独占資本主義の重要な特徴をなすといってよい。⁵⁾ その際には、官僚機構と公務労働とを区別する必要があり、共同体再建のための公務労働は官僚機構解体のための中核としての役割を果たすことが要求される。レーニンは、マルクスの国家論を分析して、できあいの国家機能=官僚・軍事機能を粉碎せずしてプロレタリアートの権力を樹立することはできないということを認めるか否かが社会民主主義者と区別する分水嶺であるとしている。⁶⁾

変革主体形成と経済の改造と社会主義との関連の問題についていえば、レーニンは『国家と革命』の中で、「社会主義との関連で民主主義をそれ自体としてとりあげてみれば、いかなる民主主義も社会主義をもたらさないであろう。だが、実生活においては、民主主義は、『社会主義との関係においてそれ自体としてとりあげてみれば』社会主義をもたらすものではないが、他の諸現象との相互関係において『社会主義とあわせて民主主義をとりあげてみれば、』民主主義は、経済の改造(*Umgestaltung*)を促進するであろうし、経済的発展の影響によって民主主義が規定されてしまうであろう等々」といっており、これと前述の官僚機構をいれ、合成して考えるならば、民主主義が、一般的法律を土台に公務労働をひきいれながら、労働者、住民の統治能力を形成させ、官僚機構を変革(=解体)させる方向で、経済の改造を実現していくれば、社会主義、国家権力の変革へのかけ橋となることを意味している。⁷⁾

政策転換闘争に際しての国有化論議が、国有化しても、イギリスのように、労働者の生活や権利が守られず、変革主体が形成されない場合もあるから、統一戦線政府による国有化でなければならないというように、政治的結集の方向で解決しようとする方向にのみ向くのではなくて、官僚機

構民主化を伴った経済政策と、それをすすめる運動主体の形成にむけていくことが必要であったわけである。

民主主義的制度、法律を要求する運動によってその一般的な制度という性格から労働者、住民の生存競争をくいとめ、発達を促進させつつ、公務労働者をひきいた官僚機構民主化を伴う経済政策で、営業の秘密にメスをいれていく経済民主主義の闘いは80年代の闘いの中心とならなければならぬ。

そのような形の包芽として、労働者、中小商工業者、公務労働者による各々の役割を総合した地域経済政策の追求の運動として「中小企業の経営¹⁰⁾と労働者のくらしを守る大運動」があり、今後、増々発展させられるべき運動であるのではないかと思う。

注

- 1) 戸木田嘉久「構造改革論と労働組合運動」『経済評論』1961年4月号、103ページ
- 2) 正田誠一「石炭産業の長期計画協定と労働運動」、『月刊炭労』1959年1月号、岡本英一「エネルギー再編と炭鉱労働者(その二)」『労働法律旬報』第975+976号、78ページより引用。
- 3) マルクス『資本論』第一巻第四篇相對的剩余価値生産、特に第12章第4節と第13章第9節。
- 4) このような観点から『資本論』を位置づけ直したのが『講座 現代経済学』青木書店、1978年である。
- 5) 構造改革論の国家独占資本主義論と池上理論を区別する決定的な点は、この區別であり、池上理論はこの分離を行うことによって公務労働論を確立させ、公務労働を媒介とした発達論を開拓させ、変革主体形成論をも確立させたと言える。講座『現代経済学』が『発達の経済学』と自称するゆえんももとをたどれ

ばここにあると言える。

- 6) 池上 悅『国家独占資本主義論争』青木書店、1977年第1部第3章IV「資本蓄積と官僚機構の相互関連」説による。
- 7) 池上 悅「レーニンの『経済の改造』論と経済的民主主義」、『大企業の営業の秘密』新日本出版社、263ページ。
- 8) 同上260ページ。池上 悅氏の『国家と革命』の訳による。
- 9) 堀江正規「産業政索と労働者階級」『堀江正規著作集』第一巻、163ページ。
- 10) 「大運動」については、小林康二「中小企業の危機打開をめざす『大運動』」『新しい労働組合をめざして』学習の反社1978年参照のこと。尚、この運動の一環として経営改善闘争が、中小企業では中心的な労働組合のとりくみとしてすすめられているが、1979年9月13日に発行された合化労連化学一般水谷ペイント支部の『新しい運動の到達点と展望めざして—その経過と今後にむけて—』では、経済の民主的改造を労働者が主導権をとってすすめる場合、主体形成がされていて、経営者との協約が労働者の権利として勝ちとれるか否かが、その改造が民主的に行われるか、反労働的に行われるかのわかれめであり、その主体形成の際に、単に結集や団結ではなく、要求の多様化に基く発達促進の形で団結が行われるということが必要であるといふことが示されている。もちろんこれは、企業内の経営民主化闘争という限界があるが、このように総括されていることは興味深いし、偏見と教条に左右されずに主体的にとりくんだ労働運動の貴重な成果であるといえる。

中原論文に対するコメント

二宮厚美（主査、文責）、湯浅良雄、向井喜典

80年代に入って、一方では政治、労働戦線分野での右傾化が急速におしすすめられるなかで、新しいナショナル・センターの展望をもった労働運動の発展に対して、今日ほど痛切に期待されているときはない。本論文の著者中原氏は、文字どおり労働運動の渦中に生きている研究性であって論文の中には彼女の労働運動の課題、方向によせる問題意識がきわめてストレートにあらわれている。

その課題意識のおそらくは最大のものは、現代資本主義の強大な官僚機構の強割と、その解体にむけての労働運動の課題にある、といってよいであろう。論文の強調するところは、国家独占資本主義下の労働運動は官僚機構の解体と、民主主義的法律、権利の確立、その担い手としての公務労働の役割との結合を正面にかかげなければならず、またその課題を担うにふさわしい労働者の労働、生活条件、貧困化と発達の展望がきりひらかれている、というところである。

この主張の背景には、次のような理論的问题関心が伏在している、と考えられる。

その第一は、この間の基礎経済科学研究所全体の議論の中でも強調されているところであるが、労働運動の発展を担う労働者階級の概念規定を、あらためて財産からの自由と共同体からの自由との「二重の意味での自由」の観点を生かして深化させ、労働者階級の階級的特質の一つである「共同体、家族の解体」を、労働者の貧困化と発達の「複眼」から深めてみることである。中原論文では、共同体からの自由がすすめば、一方では労働者の家計に対する貨幣の権力の強まりつつ、他方

では企業主義の物質的基礎が強化されざるをえない、という関係からこの問題を把握し、企業主義を克服する労働運動は、よくイメージ化されていわれる生産点での闘争とか職場闘争の強化にのみあるのではなく、実は労働者の力や民主主義的法律、社会制度、公務労働との協業による新たな住民自治にもとづく「共同体の再建」と不可分の関係にあることを、三池闘争の教訓の一つとして導きだそうとした。これらの論点は、今後、労働者階級論、貧困化論、発達論の相互関係を視野においていたうえで、より古典に即しつつかつ現代的に展開されるべき問題であろう。

第二に、上の問題と関係するが、官僚機構と公務労働との区別のうえにたち、なおそれと労働運動との関係を検討する場合に重要な論点として、いわゆる変革主体形成論をどのようなアспектでとらえるか、という問題がある。これまでしばしば主張してきた変革主体の形成論は、労働や生活の社会化のいわば反映としての団結や階級結集の客觀的諸条件の成熟を主張するとか、市民社会や一般的民主主義のもとで発展する民主的市民像ないし人間類型、市民的エースの労働者階級の発達に果たす積極的役割の成熟とか、労働過程における自然改造能力の発達とかの主張とかの議論であったが、中原論文によれば、いわゆる「資本からの独立」とか近代的自由の人格の担い手としての労働者の発達とは、特に国家独占資本主義のもとではますます官僚機構の民主化や憲法を職場、地域に生かすことと緊密に結合しているところをねらえなければならない、「社会化」の内容をよりたしかに企業内、全社会的レベルにおける精神労

働と肉体労働の対立において深めたり、民主主義をその担い手、社会制度、官僚機構の規制の度合等との関係において深めたりすることを必らず要請せざるをえない。

これらの諸論点は、今後おそらくは『資本論』や国家独占資本主義論の発展の中により本格的に

議論されなければならない論点であろう。この論文に直載にあらわれた問題関心が、今後より現実問題との密着において、そしてますます実践的に論じられ、この論文で手がけられたいくつかの労働運動史をめぐる論争点の検討においてきたえられていくことを希望したい。